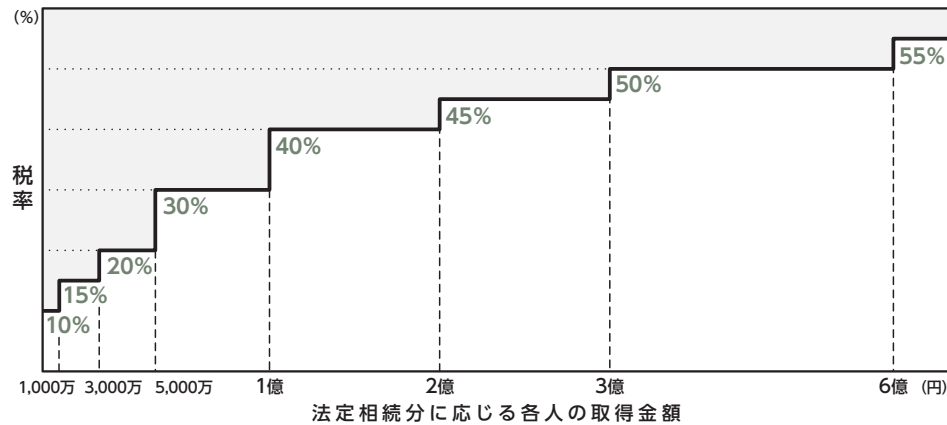


相続税率 税率構造

相続税の税率



〈参考〉最高税率・基礎控除額の推移

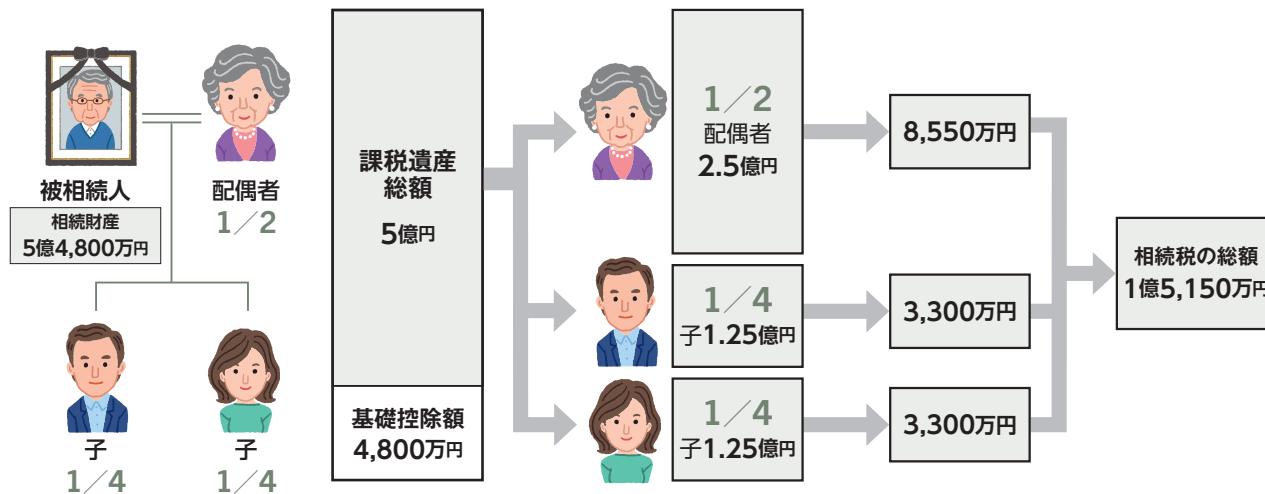
区分	最高税率	基礎控除額
1988年12月改正前	5億円超 75%	2,000万円+ 400万円 × 法定相続人数
1988年12月改正	5億円超 70%	4,000万円+ 800万円 × 法定相続人数
1992年度改正	10億円超 70%	4,800万円+ 950万円 × 法定相続人数
1994年度改正	20億円超 70%	5,000万円+ 1,000万円 × 法定相続人数
2003年度改正	3億円超 50%	5,000万円+ 1,000万円 × 法定相続人数
2013年度改正	6億円超 55%	3,000万円+ 600万円 × 法定相続人数

(出典)「相続税の改正に関する資料」(財務)より作成

基礎控除額

$$3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人数}$$

〈相続税の総額の計算〉



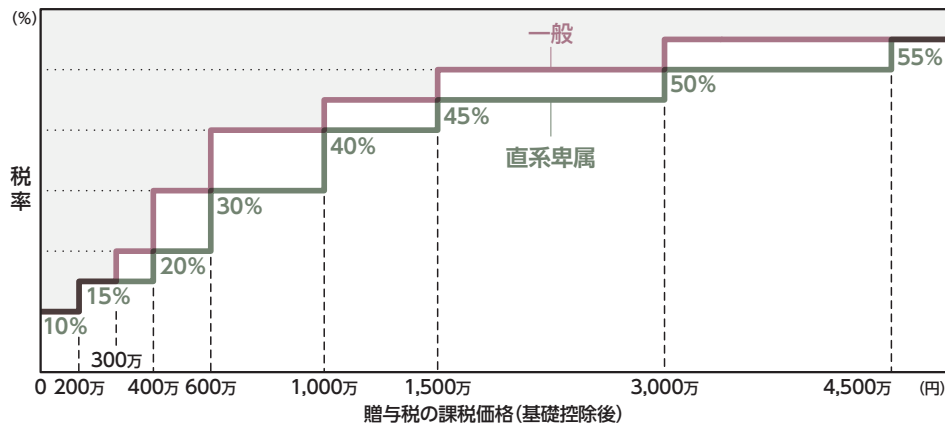
相続税の速算表

法定相続分に応じる各人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

贈与税率 税率構造(暦年課税)

「18歳以上の子や孫等(直系卑属)」への贈与については、一般の贈与に比べ、税率が優遇されています。

贈与税(暦年課税)の税率



(出典)「相続税の改正に関する資料」(財務省)より作成

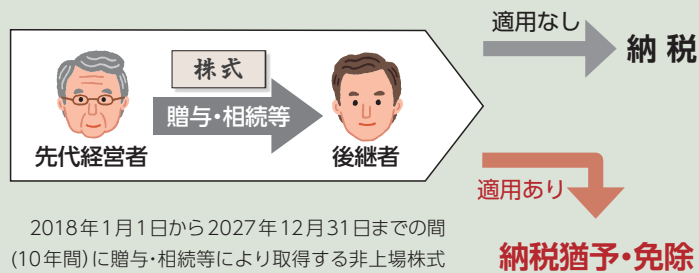
直系卑属への贈与と一般の贈与の税額比較(計算例)

贈与財産の価額	贈与税額(実効税率)	
	受贈者が18歳以上の子・孫等の場合	受贈者が左記以外の場合
300万円	19万円 (6.3%)	19万円 (6.3%)
500万円	49万円 (9.8%)	53万円 (10.6%)
700万円	88万円 (12.6%)	112万円 (16.0%)
1,000万円	177万円 (17.7%)	231万円 (23.1%)
1,500万円	366万円 (24.4%)	451万円 (30.1%)
2,000万円	586万円 (29.3%)	695万円 (34.8%)
3,000万円	1,036万円 (34.5%)	1,195万円 (39.8%)
5,000万円	2,050万円 (41.0%)	2,290万円 (45.8%)
1億円	4,800万円 (48.0%)	5,040万円 (50.4%)

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例措置の見直し

法人版事業承継税制(特例措置)とは?

円滑な事業承継を支援するために設けられた制度です。一定の要件を満たした場合には、**非上場株式等に係る贈与税や相続税が猶予・免除**されます。

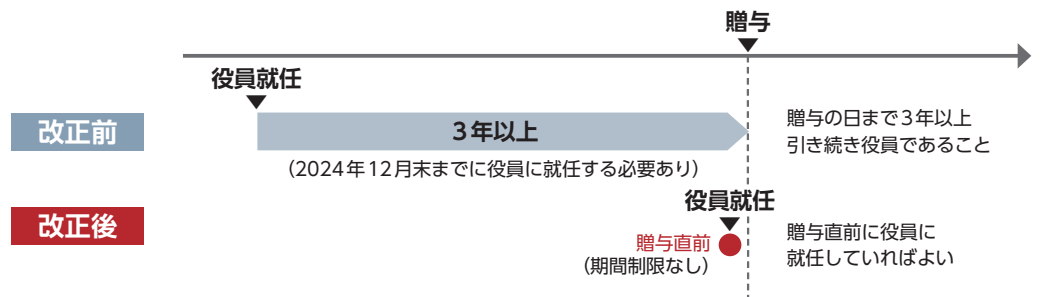


2018年1月1日から2027年12月31日までの間(10年間)に贈与・相続等により取得する非上場株式等に係る贈与税又は相続税について適用されます。

2025改正

後継者の役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例措置における適用要件のうち、役員就任要件の見直しが行われます。

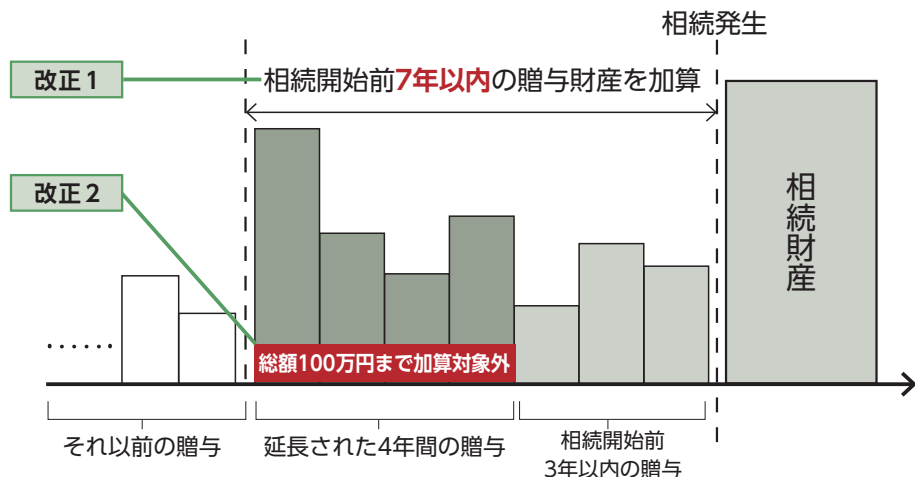


適用時期 2025年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

暦年課税・相続時精算課税制度の見直し

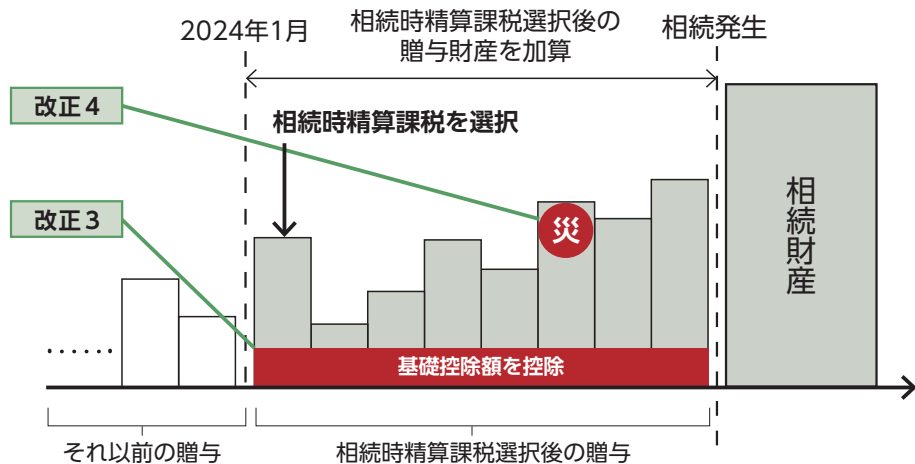
2023年度の税制改正において、暦年課税・相続時精算課税制度について下記の改正が行われています。

(1) 暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し



改正1	加算対象期間の延長	改正前 3年	→	改正後 7年
	※2024年1月1日以後贈与により取得した財産について適用されます。(実際に7年になるのは2031年の相続開始からです。)			
改正2	延長された4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しません。			

(2) 相続時精算課税制度の見直し



改正3	暦年課税の基礎控除とは別に、毎年110万円の基礎控除が適用されます。	
	〈贈与時の計算式〉	$\text{贈与税額} = \left[\text{贈与財産} - \begin{matrix} \text{基礎控除額} \\ -110万円} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{特別控除額} \\ 2,500万円} \end{matrix} \right] \times 20\%$ <p>(※) 複数の特定贈与者から贈与を受けた場合は、それぞれの贈与価額に応じ按分します。</p>
	〈相続時の加算額〉	各年ごとに基礎控除額110万円を控除した残額を、相続財産に加算します。
改正4	土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算します。	

(出典)「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」(国税庁)より作成

適用時期

改正1~3: 2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用されます。
 改正4: 2024年1月1日以後に生ずる災害により被害を受けた場合について適用されます。